

# 第2回幕別町議会臨時会

## 議事日程

平成16年第2回幕別町議会臨時会  
(平成16年10月26日 9時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
3番 野原恵子 4番 牧野茂敏 5番 前川敏春
- 日程第2 会期の決定 10月26日（1日間）  
（諸般の報告）
- 日程第3 議案第58号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

# 会 議 録

平成16年第2回幕別町議会臨時会

1. 開催年月日 平成16年10月26日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 10月26日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (20名)  
議長 本保証喜  
副議長 瀬瀬太郎  
1 豊島善江      2 中橋友子      3 野原恵子      4 牧野茂敏      5 前川敏春  
6 助川順一      7 堀川貴庸      8 乾 邦広      9 小田良一      10 前川雅志  
11 杉山晴夫      12 佐々木芳男      13 古川 稔      14 坂本 偉      15 芳滝 仁  
16 中野敏勝      17 永井繁樹      18 伊東昭雄      19 千葉幹雄      20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      助 役 西尾 治      収 入 役 小野成義  
代表監査 市川富美男      教 育 長 沢田治夫      総務部長 新屋敷清志  
企画室長 金子隆司      民生部長 石原尉敬      経済部長 中村忠行  
建設部長 三井 巖      教育部長 藤内和三      札内支所長 瀬瀬良征  
総務課長 菅 好弘      企画参事 羽磨知成      町民課長 熊谷直則  
税務課長 久保雅昭保      土木課長 田中光夫      土地改良課長 角田和彦  
施設課長 小野典昭      水道課長 前川満博      都市計画課長 高橋政雄  
会計課長 堂前芳昭      車両センター所長 橋本孝男      図書館館長 平野利夫  
監査事務局長 森 広幸
7. 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 高橋平明      課長 平田正一      係長 澤部紀博
8. 町提出議案  
議案第58号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
9. 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
10. 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
3 番 野原恵子      4 番 牧野茂敏      5 番 前川敏春

# 議 事 の 経 過

(平成16年10月26日 9:58 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから平成16年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、3番野原議員、4番牧野議員、5番前川敏春議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

## [議案第58号 付託省略]

- 議長（本保証喜） お諮りいたします。日程第3、議案第58号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第58号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

## [議案第58号]

- 議長（本保証喜） 日程第3、議案第58号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
説明を求めます。西尾助役。  
○助役（西尾 治） 議案第58号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。  
はじめに、お手元に配付してございます議案説明資料の3ページから4ページにあります条例改正の概要を中心に説明させていただきます。  
寒冷地手当につきましては、先の第3回定例会におきまして本町の支給基準日を一旦国の基準日に合わせ、10月31日とする提案をさせていただき、議決をいただいたところであります。この度、国の改正の詳細が示されましたことから、本町におきましても国に準じ、今回条例改正の提案をさせていただくものであります。

改正の内容であります。支給額を役4割引き下げるとともに、一括支給としておりました支給方法を毎年11月から翌年3月までの5回に分けて給料支給日に支給するものとしてあります。また、支給額の激減緩和措置として4年間で段階的に引き下げを行おうとする経過措置を設けるものであります。

議案説明資料3ページの改正の概要をご覧くださいと思います。改正前は寒冷地手当の基準日、支給日が10月31日であったものを、改正後は基準日を毎年11月から翌年3月までの各月の初日とし、支給日につきましても毎年11月から翌年3月までの各月の給与支給日とするものであります。支給方法につきましても、先ほど説明させていただきましたように、年額を一括支給していたものを月額で支給するものであります。返納、追給につきましても、廃止するものであります。支給額につきましても、改正前であれば扶養親族の人数に応じて支給額が決まっておりましたが、改正後では扶養親族の有無により支給額が決まるものであり、また基準額、加算額の区分も無くなるものであります。

議案説明資料の4ページをご覧くださいと思います。改正にかかる経過措置の説明であります。支給額の激減を避けるため段階的に減額する措置を講ずるものであります。減額の方法といたしましては、改正前の世帯等の区分による支給額を基本といたしまして、平成16年度は年額3万円、月に直しますと6千円、平成17年度以降毎年2万円、月に直しますと4千円ずつ加算した額を減額することとし、減額された額が改正後の支給額に達するまで、つまり、表にあります太字の額に達するまで経過措置の適用を継続するものであります。これによりますと扶養親族が3人以上の世帯であれば、平成19年度まで扶養親族無しの世帯であれば、平成17年度まで経過措置の適用を受けることとなるものであります。なお、世帯主でないその他の職員であれば16年度から改正後の寒冷地手当の支給額を受けることとなるものであります。

議案説明資料の1ページ、新旧対象表をご覧くださいと思います。改正条例では第18条において寒冷地手当を支給する基準日及び対象職員について規定するものであります。第19条においては、新たな世帯等の区分による支給額を規定するものであります。

続きまして、議案説明資料の2ページをご覧くださいと思います。現行条例の第19条の2につきましても、追給及び返納が起きなくなることから削除するものであります。第22条の2は、19条の2を削除することに伴い条文の整理をするものであります。

次に議案書の1ページをご覧くださいと思います。附則でございますけれども、第1項として施行期日を公布の日から施行するものとし、第2項以降では経過措置を定めるもので、第2項の第1号から2ページの第5号まで用語の意義を定めるものであります。第3項は先ほど概要の中で説明いたしました減額の方法及び支給額の算定方法について定めるものであります。第4項は国家公務員等であったものが旧基準日、つまり平成16年10月29日に以降に本町の職員になった場合の取り扱いについて定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 国の法改正によるもので人勸を受けてということではあります。1つはいつもお尋ねするのですが、この制度改正による影響額、平均で4割ということではあります。一番多いところでいくら削られて、3段階ここに示されておりますが、それぞれどれだけ減額になっていくのかということが1点であります。

それと、改正の根拠なんですけれども、国が根拠があつて改正したというふうには思うんですが、今まで一括であったものが分割になりました。予算上は当然当初から組むわけですから、分割しようが一括で支払いをしようが影響は与えられない、むしろ事務的な煩雑が生まれてくるのではないかというふうには単純に考えます。で、支給される側については、これまで一括まとまって入ったものが入らなくなってくることもなりますから、当然与える影響は一括の方が優遇されると言いますか、そういうことであろうと思います。それが分割になったということは、どうな理由でなったのかということと、もう1つは非常に大きい削減で、これまで給与であるとか色々削減になってきた割合から見ると、4割というの

は今までになかった数字ですよ。まず、その根拠、この点について伺います。

○議長（本保証喜）

総務課長。

○総務課長（菅 好弘） ただ今のご質問の1点目。影響額等につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。まず、ただ今のこれまでの支給されていた区分、まず、世帯主で扶養親族が3人以上いた場合、この場合については23万200円が支給されておりました。これが法改正によりまして、最終的には13万9,100円ということになります。そして、扶養親族が1名から2名、これにつきましては、これまでは20万3千円支給されておりますけれども、これも合わせまして13万1,900円と、これについてはランクが1つになるということになります。扶養親族無しにつきましては、12万7,200円、これが7万2,900円というようなこととなります。その他単身ということになりますけれども、いままでは8万1,400円だったものが5万1,700円ということになります。それぞれの影響ですけれども、今年度、16年度につきましては、3万円の減額という経過措置が設けられておりますので、幕別町の職員全体でいきますと679万6,300円という影響になりまして、これが法が経過措置を終わります段階では、完全実施になりましたときには、影響額が1,469万4,100円という形に影響額が出てまいります。

2点目の改正の根拠、なぜ分割にしたのかということをございますけれども、これについては人事院勧告の中では明らかに、なぜ分割にしたのかということは示されていないわけですが、これまでの寒い地域について、燃料等について支給するというような考え方がありましたので、当然、燃料については一括購入ではなくてそれぞれの月において購入していくものというような考え方からいきますと、分割というような方法が取られたのかなというふうに推測する範疇でしかないわけなんですけれども、人事院勧告の中では明確に一括が分割になったとということについては示されておりました。

もう1点。4割削減をしたという根拠につきましては、民間の寒冷地手当の支給額、そういったものを調査して、その民間に合わせたというようにございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員

○2番（中橋友子） 非常に大きい減額っていうふうに受け止めます。いつも申し上げますが、支給されている職員そのものの影響とわが町の経済に与える影響と両面考えますと、2倍も3倍も4倍も影響が出てくるっていうふうに思っています、いろんなその、国の財政難の手立てが国民や地方、職員に向けてきているっていう点で許されないことだなと思えます。

それで、今ご説明いただきました改正の根拠の1つ目の分割の問題でありますけれども、燃料について、これは積雪寒冷地手当ということですね。今までは寒冷地手当ということになりますと燃料だけじゃなくて、いろんな冬を迎えるにあたっての必要経費を支給するという押さえ方だったんだと思うんですが、これは明確に燃料というだけに限定されてきているんですか。もう1つは燃料そのものも今、かなり、これは長く続くかどうかということは見通しはないとは思いますが、今非常に上がっておりますよね。そのへんの与える影響も大きいかと思うんですが、どんなふうに考えていらっしゃるんでしょうか。それと民間との格差で4割ということなんです、例えば十勝でしたら、民間との格差っていう点では、民間はこれまでの平均がいくらか推移していたのか、今4割ということになればそういった根拠のある数字ももって実施に踏み切られたというふうに。決めたのは国ですけれども、実態はどういうふうになっているのか、そのへんも示してください。

○助役（西尾 治） 寒冷地手当に対する考え方、国は今年度の改正っていうのは基本的に今までの考え方を極めて改めてきているんだろうというふうに思っています。といいますのは当然のことながら積雪寒冷地に係りますそれ以外の地域との格差、それらを埋める意味合い、特に燃料を含めて、そういうものが基本としてあったというふうに考えております。ただ、逆に言いますと、積雪寒冷地以外の地域における、例えば夏の高温時における逆の意味での加算分、これをどう考えるんだと。いろんなことの観点から今回見直しが行われたというふうに考えておまして、それぞれの地域に係る特殊要素をどの程度反映させていくのかということらへんが今回の改正の基本にあったんだろうと推測いたしております。

す。今、中橋委員のご質問がありますように、寒冷地手当、どういう組み立てでどういうふうな積算根拠でこういう基準額がつけられているんだということが、現行の中では国の人事院会からも一切示されておりません。うちだけが、例えば今回の改正に伴ってそのうち燃料代がどう反映されているのか、特殊要素として、例えば被服費ですとか、家屋費ですとか、いろんな面で積雪寒冷に係わります加算分としてどういう見方をしているんだということが詳細に示されておりませんので、今ご質問ありますように中味としてどう考えられるんだということについてのお応えはちょっと難しい面はありますけれども、基本的にそれらの考え方が大きく改められたというところへんが今回の4割削減というような考え方に繋がってきているのかな。それと、以前はどうしても寒冷地手当、石炭でというようなことで、一括購入というような意味合いが非常に多かったと。ただ、生活様式の変化の中で、一時的というよりも継続的に、特に10月、3月の間に使われる生活費が一定程度夏季間よりも引き上げられるというような意味合いの中で多分、分割方式が取られたんだろうというふうに私どもは推測をいたしております。

人事院会で示される方向については、今言いますように詳細にお示しいただければ今のようなご質問にお答えできるんですが、今の中では根拠として具体的にどうだということが示されておりませんので、答弁については中々詳しくご説明できない状況にあることをご理解いただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） よろしいですか。

他にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議ありますので、起立採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

はい、結構です。

起立多数であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣言]

○議長（本保証喜） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、平成16年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

（10:17 閉会）